

第10次沖縄県職業能力開発計画について

1 計画策定の根拠

職業能力開発促進法第7条

都道府県は、(国の)職業能力開発基本計画に基づき、当該都道府県の区域内において行われる職業能力の開発に関する基本となるべき計画を策定するよう努めるものとする。

「職業能力開発基本計画」とは、職業能力開発促進法に基づき、職業訓練及び職業能力検定その他職業能力開発に係る基本的な方針について、厚生労働大臣が策定する計画

2 第10次計画の期間

平成28年度から平成32年度までの5年間

3 計画に定める事項

職業能力開発促進法第7条第2項において、同法第5条第2項をおおむね準用するとしている。

- ① 技能労働力等の労働力の需給の動向に関する事項
- ② 職業能力の開発の実施目標に関する事項
- ③ 職業能力の開発について講じようとする施策の基本となるべき事項

4 計画の体系

(1)基本方向

明日のおきなわを担う人材の育成をめざして

(2)実施目標

- ① 生産性向上に向けた人材育成の強化
- ② 産業動向等に対応した人材育成
- ③ 「全員参加の社会の実現加速」に向けた多様なニーズに応じた職業能力開発の推進
- ④ 技能の振興
- ⑤ 職業能力開発施策の推進体制の整備

5 第10次計画の特色

- ①生産性向上に向けた人材育成の強化を図るため、企業における人材育成及び労働者の主体的なキャリア形成を支援するとともに、ITの持つ潜在力を発揮できる多様なIT人材の育成を推進する。
- ②全員参加の社会の実現加速に向けて、若年者、女性、中高年齢者等の多様なニーズに応じた職業能力開発を推進する。